

証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号）

改 正 案	現 行
<p>(令第一条の二の大蔵省令で定める者)</p> <p>第二条の二 証券取引法施行令(以下「令」という。)(第一条の二に規定する大蔵省令で定める者は、金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社であつて大蔵大臣が指定するものとする。</p> <p>(有価証券の取得の申込みの勧誘に類似する行為)</p> <p>第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する大蔵省令で定めるものは、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利について、当該権利に係る信託の委託者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘とする。</p> <p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める者(以下この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるものとする。 ただし、第一号から第十四号までに掲げる者については大蔵大臣が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については大蔵大臣が指定する者に</p>	<p>(新設)</p> <p>(有価証券の取得の申込みの勧誘に類似する行為)</p> <p>第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する大蔵省令で定めるものは、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる証券取引法施行令(以下「令」という。)(第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利について、当該権利に係る信託の委託者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘とする。</p> <p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める者(以下この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるものとする。 ただし、第一号から第十四号までに掲げる者については大蔵大臣が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については大蔵大臣が指定する者に</p>

限る。

一 (略)

二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者

三の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人

三の三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する外国証券投資法人

四(十五) (略)

2 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (削除)

令第一条の五に規定する大蔵省令で定める方式は、当該有価証券に適合格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適合格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の

限る。

一 (略)

二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三条第一項の免許を受けた支店

三 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する委託会社

(新設)

(新設)

四(十五) (略)

2 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 令第一条の五に規定する大蔵省令で定める有価証券は、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十条第二項の規定により日本国有鉄道清算事業団が発行する日本国有鉄道事業団特別債券とする。

2 令第一条の五に規定する大蔵省令で定める方式は、当該有価証券に適合格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適合格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の

区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一・二（略）

三 外国証券投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

2 | 令第一条の五に規定する大蔵省令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 社債券（転換社債券、新株引受権付社債券及び令第一条の五に掲げる社債券を除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券、新株引受権付社債券若しくは令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するものを除く。）

イ 当該有価証券を取得しようとする者が社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第三十七条の規定によりその有価証券の登録を請求することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一・二（略）

三 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、証券投資信託の受益証券の性質を有するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

3 | 令第一条の五に規定する大蔵省令で定める場合は、当該有価証券が社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券若しくは新株引受権付社債券の性質を有するものを除く。）である場合であつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 当該有価証券を取得しようとする者が社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第三十七条の規定によりその有価証券の登録を請求することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ハ 当該有価証券に口に掲げる条件が付されていることが明白となる
名称が付されていること。

二 証券投資信託の受益証券

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ハ 当該有価証券に口に掲げる条件が付されていることが明白となる
名称が付されていること。

3 令第一条の五第一号に規定する大蔵省令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（法第二条第一項第七号の二に掲げる外国投資証券を除く。）、同号に規定する新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六に規定する大蔵省令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〜四の三 (略)

三 当該有価証券に前号に掲げる条件が付されていることが明白となる
名称が付されていること。

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六に規定する大蔵省令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〜四の三 (略)

五 証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

イ 信託財産

ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法

ハ 信託の元本の償還期限

六 投資証券及び外国投資証券 投資ロに係る金銭の分配の内容

七 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で第一号から第四号の二に掲げる有価証券の性質を有するもの 当該各号に定める事項

八 (略)

九 (略)

(削除)

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されたオプションの内容

十一 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に表示された権利の内容

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

(新設)

(新設)

五 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの 当該各号に定める事項

六 (略)

七 (略)

八 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で証券投資信託の受益証券の性質を有するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

イ 信託財産

ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法

ハ 信託の元本の償還期限

(新設)

(新設)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一・二 (略)

三 証券投資信託の受益証券 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となつた当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われる場合で、当該有価証券に転売制限が付されており、当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となること）に限る。）に従つた分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に記載されている場合

四 外国証券投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一・二 (略)

(新設)

三 法第一条第一項第九号に掲げる有価証券で証券投資信託の受益証券の性質を有するもの 次のすべての要件を満たす場合

イハ (略)

五 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 前項に定めるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、
同号に定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される権利が第七号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号イに該当する場合

ニ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

六 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 前項に定めるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項に規定

イハ (略)

(新設)

(新設)

する方式に従い転売制限が付されている場合

八 当該有価証券に表示される権利が第七号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号イに該当する場合

二 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 第三号ロに定める要件に該当する場合

八 (略)

(権利の発行)

第八条 法第二条第五項に規定する大蔵省令で定める有価証券は、同条第一項第十号の三に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法(当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。)の他の所有者との数の合計が五十名以上となることがないものに限る。)に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に記載されている場合

八 (略)

(権利の発行)

第八条

大蔵省令で定める者は、前項に規定する有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者とする。

3| 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに大蔵省令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる大蔵省令で定める者は、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するものにあつては、当該権利に係る信託の委託者とする。

4| (略)

法第二条第五項に規定する大蔵省令で定める者は、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するものにあつては、当該権利に係る信託の委託者とする。

2| (略)